

ごち網漁業

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
伊勢湾きすごち網漁業	伊勢湾	1月1日から12月31日まで	許可証に記載された船舶の推進機関の馬力数	10トン未満の範囲内において許可証に記載された船舶の総トン数	定めず	鈴鹿市に住所を有する者であって、平成22年4月1日時点において当該漁業の許可等を受けている者及び当該漁業の許可等を受けた者から、その許可の有効期間中に許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他当該船舶を使用する権利を取得して当該漁業を営もうとする者 桑名郡木曾岬町、桑名市、三重郡川越町、四日市市、津市、松阪市、多気郡明和町及び伊勢市に住所を有する者であって、平成22年4月1日時点において当該漁業の許可等を受けている者及び当該漁業の許可等を受けた者から、その許可の有効期間中に許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他当該船舶を使用する権利を取得して当該漁業を営もうとする者
ごち網漁業	三重第156号共同漁業権漁場内	1月1日から12月31日まで	許可証に記載された船舶の推進機関の馬力数	10トン未満の範囲内において許可証に記載された船舶の総トン数	定めず	南牟婁郡紀宝町井田に住所を有する漁業者又は漁業従事者であって共同漁業権内での操業の同意を得た者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間は周年とする。

3 備考

許可又は起業の認可には、以下に掲げる条件を付す。

漁業種類	操業区域の条件	その他
伊勢湾きすごち網漁業	(鈴鹿市) 四日市市鈴鹿市界石標真方位103度40分の線以北及び津市藤方字林跡・同字東高砂界境松から真方位70度50分の線以南における最大高潮時海岸線から2,500メートル以内の海域を除く。 (桑名郡木曾岬町、桑名市、三重郡川越町、四日市市、津市、松阪市、多気郡明和町及び伊勢市) 最大高潮時海岸線から2,500メートル以内の海域を除く。	網の目合いは14節より小さい目合いを使用して操業してはならない。ただし、潮受け(魚取り)部の網の目合いは28節より小さい目合いを使用して操業してはならない。
ごち網漁業	定めず	網の目合いは14節より大きい目合いでなければならない。ただし、潮受け(魚取り)部の網の目合いは28節より大きい目合いでなければならない。